

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、東西15.2km、南北18.5km、総面積139.97㎏でその地勢は、総じて南は大山山麓台地と急峻な山地、北に向かうにしたがって緩やかとなり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けている。

日本海側は、商工業地帯、中部は県下有数の生産・販売を誇る農業、南側は大山滝、伯耆の大シイ、船上山などで知られる風光明媚な中山間地で多くの観光客が訪れる地域となっている。

丘陵地帯は、普通畑、樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富である。東西に延びる海岸線は、単調ながらも遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っている。

②気象概況

本町の気候は、梅雨期、台風期のほか冬期も降水量が多い。気象の季節変化と特性は、次のとおりである。

季節	特性
冬	降雪の初日は年によって差があるが、12月上旬頃から1月、2月にかけて降雪が多い。1月初めから本格的な降雪期間に入り、2月中旬頃まで続く。
春	春の訪れは3月下旬頃で、4月は移動性高気圧が周期的に東進し、好天が多くなるが、日本海で低気圧が急速に発達し、南の強風が吹いてフェーン現象を起こすことが多い。
梅雨期	6月上旬頃梅雨入りとなり、本格的な梅雨現象が現れるのは6月下旬から7月上旬となる。平年の梅雨明けは、大体7月半ば頃であるがこの期間、梅雨前線が活動することが多く、局地的な集中豪雨が発生し水害をもたらすことが多い。梅雨末期の豪雨は強い雷を伴うことが多く、落雷による被害も発生する。
夏	本格的な夏の訪れは、7月20日過ぎて、7月下旬から8月上旬にかけて最も気温が高くなり、安定した真夏の晴天が持続する。年によっては、日照りが続いて干害が発生することもある。また、反対に梅雨が長引き、夏の低温と天候不順に見舞われる場合もまれに発生する。
台風期	9月に入ると台風シーズンに入り、近年では2年に1回位の割合で台風の襲来を受けている。8月下旬の台風は県の東側を通るコースが多く、本町においても大きな風水害を起こす確率が高い。
秋	10月は秋晴れの好天が持続することが多いが、10月末になると弱い寒気が上空に侵入して時雨が始まり、次第に悪天候になっていき、あられが降るようになる。

③災害リスク

(洪水)

琴浦町の防災マップによると、時間雨量64.9mm(50年確率)が発生した場合、琴浦町商工会が立地する地域では、1～3mの浸水が予想される。

商業・サービス業が多く集まる9号線沿いでは、八橋地区で0.5～1mの浸水が想定される場所がある。

(土砂災害)

琴浦町の防災マップによると、国道9号線沿い、町中部を除くほぼ全域に土砂災害警戒区域に指定されている場所があり、土石流やがけ崩れなど土砂災害が生じるおそれがある。

(地震・津波)

琴浦町は、平成28年の中部地震により被害を受けたものの、地震ハザードステーションの防災地図によると、琴浦町全域において、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は、26%以下となっている。

また、佐渡島北方沖断層、日本海東縁部の断層、鳥取沖の断層が起こった場合、津波の被害が発生する可能性がある。津波が発生した場合、3mを超える浸水の恐れがある。

(大雪)

令和2年12月30日からの大雪では、積雪により町営バスが運休したほか、倒木・倒竹による道路の通行止め、中電・NTT・ケーブルテレビ電線への影響、町内約200世帯が停電するなどの被害が生じた。

年が明けた令和3年1月7日には、大雪・低温により水道管凍結・破損が約300件発生するなど、大雪による被害の恐れがある。

(感染症)

本町は、令和2年に国内全域で感染拡大した新型コロナウイルス感染症に備え、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画を策定した。

令和3年7月以降、デルタ株による感染者数が急増し、10月12日時点での感染者数は、1,651人、うち倉吉保健所管内の感染者数は192人となっている。

新型コロナウイルスワクチンの推進を行っているものの、今後も感染拡大が続けば、新型コロナウイルス業務継続計画に基づき対応する必要がある。

琴浦町は、飲食業が多く、感染予防策を徹底する必要がある。

(2) 商工業者の状況 (本会調べによる)

- ・商工業者数 675事業所
- ・小規模事業者数 578事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
製造業	62	50	JR山陰線より北側に多く分布している
建設業	147	138	町内各地に点在している
卸売業	28	19	町内各地に点在している
小売業	151	121	町内各地に点在している
飲食・宿泊業	62	58	国道9号線等幹線道路沿いに多く分布している
サービス業	183	160	町内各地に点在している
その他	42	32	町内各地に点在している

(3) これまでの取組

ア 琴浦町の取組

- ・地域防災計画の策定(最終改定令和3年3月)
- ・琴浦町新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画の策定
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄

イ 琴浦町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年8月20日）

2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別BCP計画策定が進んでいない。

3. 目標

- ・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年12月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

琴浦町商工会と琴浦町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり琴浦町商工会と琴浦町が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

- ・琴浦町商工会は、平成26年度に事業継続計画(危機管理マニュアル)を作成している。今後においては、必要に応じ都度計画の見直しを行う。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・琴浦町商工会と琴浦町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度5以上の地震、河川の氾濫等）により、琴浦町総合防災訓練に積極的に参加するとともに、琴浦町と琴浦町商工会との連絡ルートの確認等を行う。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・琴浦町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について琴浦町と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、琴浦町における感染症対策本部設置に基づき琴浦町商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・琴浦町は、琴浦町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・琴浦町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を琴浦町と共有する。
- ・琴浦町商工会と琴浦町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・琴浦町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

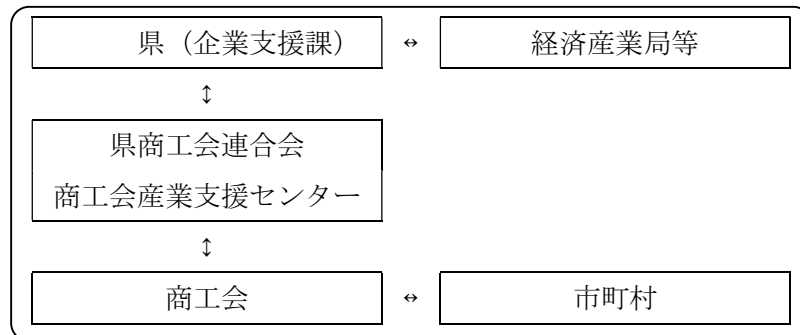
ウ 被害状況の県への報告

琴浦町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、対応内容、普及見込、被害額（把握可能な場合のみ）

■事業者の被害状況に係る連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、琴浦町商工会と琴浦町が共有した情報を県の指定する方法にて琴浦町商工会又は琴浦町より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・琴浦町商工会と琴浦町は、相談窓口の開設について相談する（琴浦町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・琴浦町商工会と琴浦町は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・琴浦町商工会、琴浦町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

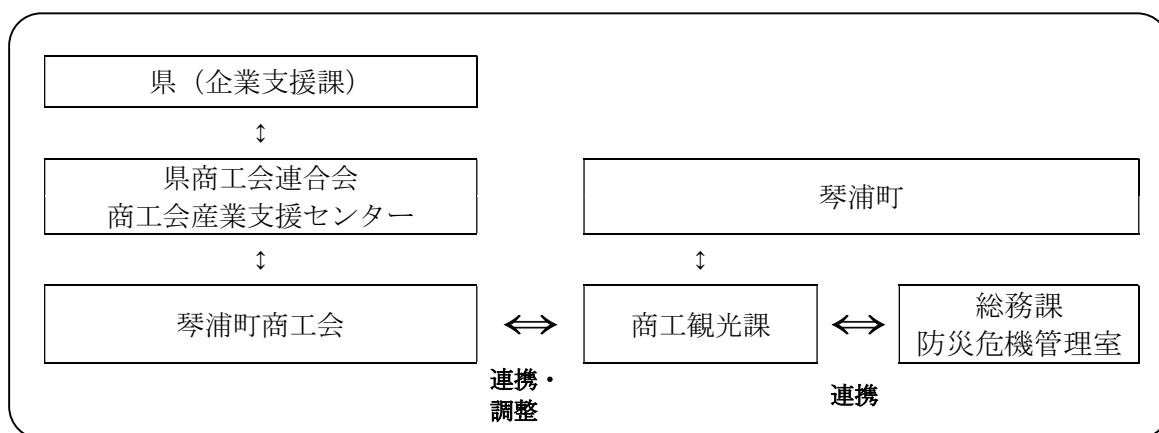
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

- (1) **実施体制** (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

琴浦町商工会：事務長1名、経営支援専門員2名、経営支援員5名、一般職員1名 計9名
琴浦町役場：商工観光課7名 総務課防災危機管理室3名



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：前畑裕志

連絡先：0858-52-2178

②当該経営指導員等による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

- (3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

琴浦町商工会

〒689-2303 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 282-4

TEL 0858-52-2178 FAX 0858-53-0059

E-mail kotoura-sci@tori-skr.jp

②関係市町村

琴浦町商工観光課

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591-2

TEL 0859-52-1713 FAX 0858-52-1714

E-mail syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp

- (4) その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCPセミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	